

平成17年10月6日

平成17年度

原子力総合防災訓練要綱

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付
内閣府政策統括官(防災担当)
文部科学省
経済産業省

1. 原子力総合防災訓練の目的

- (1) 防災関係機関の機能確認及び防災関係機関相互協力の円滑化
- (2) 防災訓練を通じて評価等を実施し、防災関係機関の実効性の確認
- (3) 原子力防災に対する意識の高揚と知識の向上

2. 訓練の実施時期

平成17年11月9日(水)1100~1800、10日(木)0730~1300

3. 対象となる事業所

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所(4号機)

4. 事故想定概要

以下の想定で訓練を実施する。

定格出力運転中、原子炉冷却材の漏えいに伴い原子炉を停止したが、その後の非常用炉心冷却設備の故障等による冷却機能の喪失から炉心が損傷し、原子炉格納容器からの放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に及ぶおそれがある。

5. 参加機関

- (1) 国:内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、文部科学省、経済産業省 等
- (2) 地方自治体:新潟県、柏崎市、刈羽村
- (3) 原子力事業者:東京電力株式会社
- (4) その他:東日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本赤十字社 他

6. 実施体制

〈政府原子力災害対策本部〉

- ・ 本部長:内閣総理大臣
- ・ 副本部長:経済産業大臣
- ・ 事務局長:原子力安全・保安院院長

〈政府原子力災害現地対策本部〉

- ・ 本部長:経済産業副大臣
- ・ 事務局長:原子力安全・保安院審議官

7. 実施要領

- ・ 第1段階:初動対応に係る訓練
事故通報から、国の職員等の緊急派遣を実動で行って現地警戒本部設置等の警戒態勢を完了するまでの初動対応を実務者を中心に実施
- ・ 第2段階:緊急事態宣言発出に係る訓練
内閣総理大臣による緊急事態宣言の発出等を実施
- ・ 第3段階:緊急事態応急対策の各種措置訓練
避難区域の決定等の応急対策措置を実施
- ・ 第4段階:緊急事態解除に係る訓練
事故収束に伴う緊急事態解除を実施

8. 今回の訓練重点項目(特徴)

(1)実動による政府職員・専門家の緊急派遣並びに資機材の搬送訓練

特定事象発生後、航空機、鉄道等を利用して政府職員・専門家を実動で緊急派遣を行うとともに資機材の搬送訓練を実規模で実施する。この際、派遣に係る手続き、態勢完了までの所要時間等を検証する。

(2)初動における現地と中央との連携活動訓練

特に、政府職員の到着以前の初期段階における現地(経済省現地警戒本部・現地事故対策連絡会議・県対策本部)と経済省警戒本部との連携活動訓練を実施する。

(3)官邸対策室設置(危機管理センター)

危機管理センターに官邸対策室を設置し、緊急事態に際しての政府の初動対処訓練を実施する。

(4) 緊急参集チームの招集、協議

緊急参集チームの招集・協議を実施し、初動対処のための情報集約等の訓練を実施する。

(5) 緊急事態応急対策に対する助言機能の確認(原子力安全委員会)

住民の防護対策等を決定する過程での活動について、関係機関等との連携のもと、原子力安全委員会の助言機能を確認する。

(6) 緊急被ばく医療活動の充実

三次被ばく医療機関(放射線医学総合研究所)等への被ばく患者の搬送を含めた緊急被ばく医療活動の訓練を実施する。

(7) 広報活動の充実

中央及び現地対策本部において広報官による一元的なプレス対応を行い、正確で分かりやすい広報活動の充実を図る。

なお、広報体制強化案(広報官の増強、広報支援要員の常設等)の試行を実施する。

(8) 新潟県中越地震等の教訓を反映

新潟県中越地震等の経験を踏まえ、その教訓を生かした訓練を実施する。

9. 訓練内容

(1) 国、関係自治体および事業者共通の訓練

イ. 緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練

原災法第10条の通報及び原子力緊急事態宣言等に関連する必要な情報を電話、FAX、防災無線等の通信機材により事業者、関係市町村、新潟県、経済産業省、関係省庁及び総理官邸の間で迅速かつ正確に情報を伝達する訓練

ロ. 初動態勢の確立訓練

原災法第10条の通報を受け、国、関係自治体及び事業者がそれぞれ実動で職員等の派遣を行うとともに、政府職員到着以前の初期段階における経済省現地警戒本部・現地事故対策連絡会議と経済省警戒本部との連携活動訓練

尚、本連携活動のなかで、通信障害時等を想定して代替手段(衛星通信等)を確認する

ハ. オフサイトセンターの運営訓練

オフサイトセンターにおいて、国、関係自治体及び事業者が一堂に会した原

子力災害合同対策協議会を開催して情報の収集と共有を行い、関係機関との調整、緊急事態応急対策実施方針の協議及び緊急事態応急対策実施状況の確認等を行う訓練

(2) 国が主体となって行う訓練

イ. 国の職員・専門家の緊急派遣並びに資機材の搬送訓練

特定事象の発生を受けて速やかに関係省庁に派遣要請を実施し、鉄道等による国の職員等の緊急派遣並びに自衛隊の航空機による政府職員、原子力関係専門家及び資機材の迅速な現地派遣に係る訓練

ロ. 警戒段階の対応訓練

初動対応を的確に実施するため、経済産業省内の通信連絡体制の確立、総理官邸その他関係省庁との通信連絡体制の確立、緊急参集チーム招集・協議、官邸対策室設置及び関係省庁事故対策連絡会議等の初動対応体制の迅速な確立・運営に係る訓練

ハ. 原子力緊急事態宣言等に係る訓練

原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に伴う、原子力緊急事態宣言発出の上申手続等に係る公示・指示文書の作成及び関係自治体への伝達に係る訓練

ニ. 緊急事態における対応訓練

関係省庁が連携して原子力災害対策本部を設置し、現地等からの情報を収集、分析し、原子力安全委員会の助言機能の充実のもとで必要な応急対策を検討するとともに、専門家の派遣、自衛隊の派遣、広域緊急援助隊の派遣、緊急消防援助隊の派遣等に係る訓練

ホ. 広報訓練

中央及び現地対策本部の広報班が連携をとりつつ、それぞれプレス発表を実施し、原子力防災情報の適切な広報を実施する報道対応に係る訓練

(3) 関係自治体が主体となって行う訓練

イ. 災害対策本部の設置運営訓練

地震等による通信障害も想定した警戒体制及び災害対策本部等の応急活動体制並びに指揮系統の確立に係る訓練

ロ. 防護対策検討訓練

原災法第10条通報以降緊急事態宣言に至る間の、県災害対策本部による防

護対策検討訓練

ハ. 緊急時モニタリング訓練

県災害対策本部環境調査班における海上、空中を含む緊急時モニタリング活動の実施及び測定結果の分析・検討・伝達に係る訓練

ニ. 応援要請等訓練

「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援要請(通報)、自衛隊に対する災害派遣要請等に係る訓練

ホ. 住民避難・退避及び誘導訓練

地域住民等による避難・待避所等への避難、コンクリート屋内退避、屋内退避訓練及び消防職団員等による避難誘導訓練

ヘ. 警備対策及び交通規制訓練

県災害対策本部治安対策部の運営、交通規制等訓練

ト. 緊急時輸送訓練

地震等による交通障害も想定した避難住民の避難・退避所への輸送、避難所への生活必需品等の輸送訓練

チ. 緊急被ばく医療対策訓練

県災害対策本部緊急時医療本部の運営、安定ヨウ素剤調製、搬送等を含む医療活動訓練

避難・退避住民に対する汚染検査等に係る訓練

被ばく患者の医療機関への搬送等訓練

リ. 広報訓練

地震等による停電等も想定した地域住民等への広報(防災行政無線、広報車等)に係る訓練

(4) 事業者が主体となつて行う訓練

イ. 事故拡大防止訓練

事故拡大防止措置の検討及び事象進展の予測等に基づき放出放射能による影響範囲の推定を行う訓練

ロ. 緊急時対策本部の設営及び通報、連絡訓練

事象の情勢に応じた体制の発令、要員の召集及び緊急時対策本部の設置を

行うとともに、特定事象発生時の通報、応急措置等についての情報提供を行う訓練

ハ. 緊急時環境モニタリング訓練

発電所敷地周辺の環境モニタリングを行い、その結果を関係機関に報告するとともに、自治体緊急時モニタリングへの要員の派遣及び資機材の提供を行う訓練

なお、国の防災ロボットの試験運用を実施

ニ. 避難誘導訓練

発電所構内作業員の避難誘導及び避難場所への輸送を行うとともに発電所構内の立入制限を行う訓練

ホ. 医療活動訓練

発電所構内において負傷した汚染のおそれのある作業員を応急処置施設に搬送し、汚染除去等の応急措置を施したうえで、関係機関と連携し被ばく医療機関への搬送を行う訓練

ヘ. 原子力事業者支援連携訓練

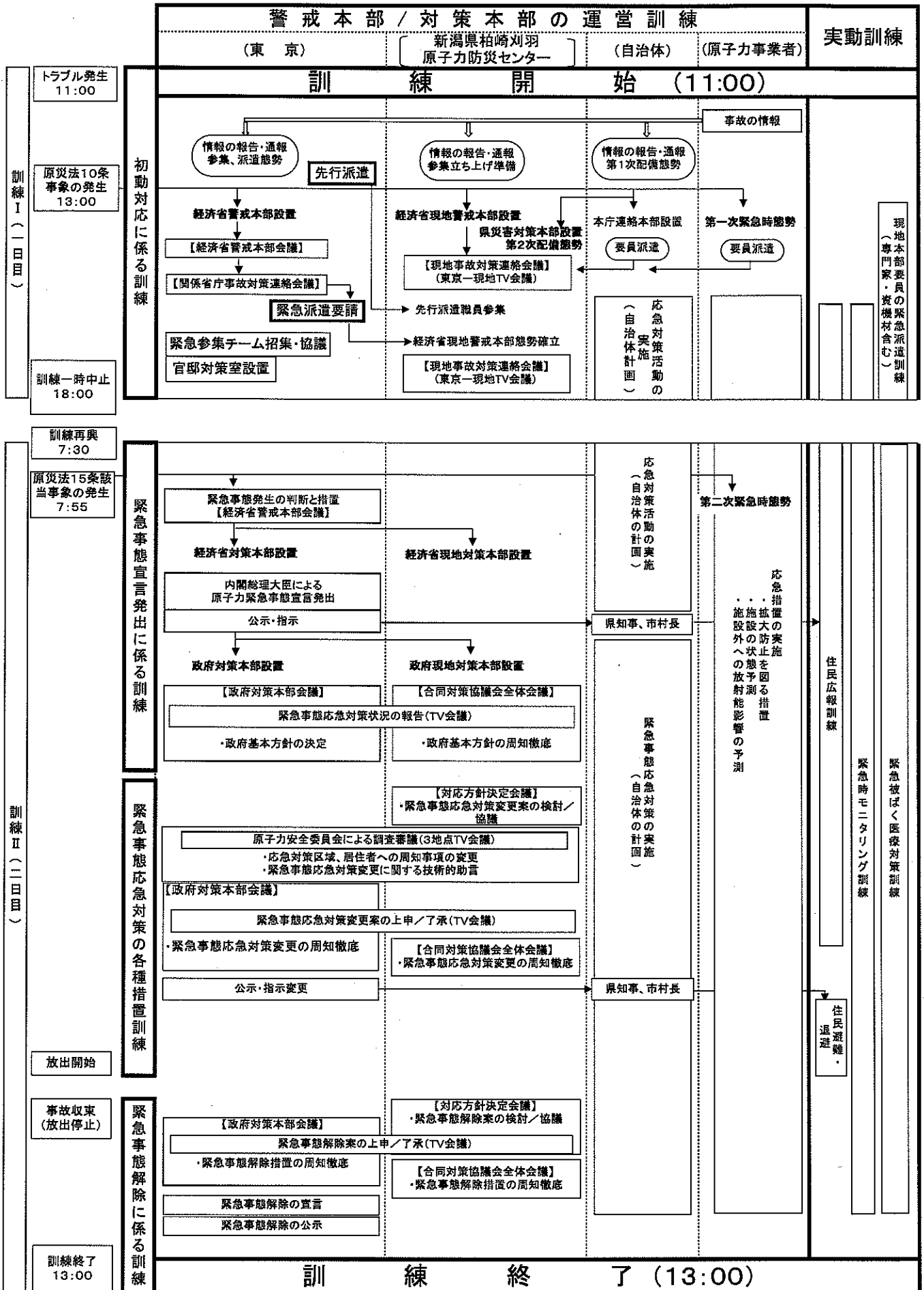
原子力事業者間の取り決めに基づいて、要員派遣及び資機材提供の要請等を行うことにより事業者間の連携強化を図る訓練

10. 事前訓練

10月13日(木)13:30～17:30に、原子力緊急事態発生時における関係者の意思決定の習熟を図るとともに、原子力総合防災訓練を補完し、より実効性を高めることを目的とした事前訓練を実務者を中心に実施する。

平成17年度原子力総合防災訓練の概要

別紙1



訓練進行対応表(柏崎刈羽原子力発電所4号機)

